

平成22年3月31日
独立行政法人科学技術振興機構

保有資産（伊東研修施設）の見直しの検討結果について

1．独法整理合理化計画における保有資産（伊東研修施設）の見直し

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、伊東の研修施設については、「設置目的に照らした利用状況の推移も踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。」とされています。

それに基づき、平成21年度における研修等の人材開発計画、各事業部門における利用状況の確認、研修施設集約化後の利用状況も見据え、伊東施設については、売却も含めた在り方について、これら状況を踏まえて平成21年度末に再度検討結果を出したい旨をホームページでも公表したところです。

2．見直しの検討結果について

伊東研修施設については、本年についても引き続き利用率の促進については努めたところですが、利用状況は平成22年3月末現在で68.3%（前年度71.1%）に止まりました。

こうした状況に鑑み、また独立行政法人整理合理化計画の趣旨や政府の資産債務改革及び独立行政法人の保有資産売却の方向性を踏まえ、伊東研修施設については今後売却の方向で進めていくことといたします。

以上

参考

伊東研修施設の概要

所在地	静岡県伊東市竹の内 1 - 171 - 2
所有形態	持分所有 (民間企業の運営施設の法人会員)
運営会社	東急不動産株式会社
敷地面積	25.59 m ² (持分所有)
延面積	44.18 m ² (持分所有)
取得年次	平成7年

独立行政法人整理合理化計画（抄）

平成19年12月24日閣議決定

科学技術振興機構	運営の効率化及び自律化
	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>区分所有している茅野（車山）の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。</p>

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りではない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞かなければならない。

独立行政法人科学技術振興機構に関する省令(平成 15 年 文部科学省令第 47 号)(抄)

（重要な財産の範囲）

第十三条 機構に係る通則法第四十八条第一項の規定による主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物（企業化開発の委託に係るものを除く。）並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第十四条 機構は、通則法第48条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（1） 処分等に係る財産の内容及び評価額

（2） 処分等の条件

（3） 処分等の方法

（4） 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由